

平成 30 年度

障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告

(大学・短期大学・高等専門学校)

【回答状況】

平成 30 年度は、大学 781 校、短期大学 329 校、高等専門学校 57 校の計 1,167 校の大学等を対象に調査を実施し、大学 504 校、短期大学 165 校、高等専門学校 40 校の計 709 校から回答を得た。設置別、学校種別詳細は、以下のとおり。

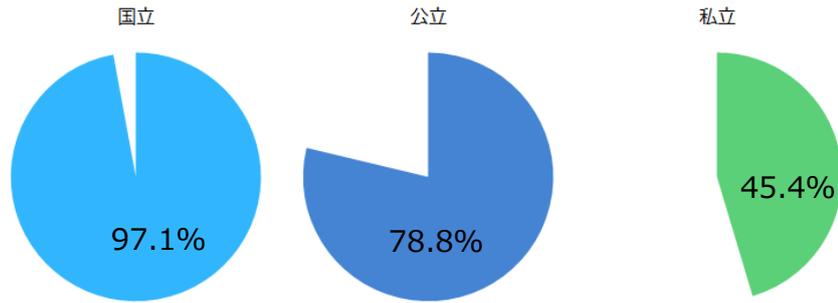
区分	配付数	回答数	回収率
国立大学	86	68	79.1%
公立大学	90	70	77.8%
私立大学	605	366	60.5%
国立短大	-	-	-
公立短大	16	8	50.0%
私立短大	313	157	50.2%
国立高専	51	36	70.6%
公立高専	3	2	66.7%
私立高専	3	2	66.7%
大学	781	504	64.5%
短大	329	165	50.2%
高専	57	40	70.2%
国立	137	104	75.9%
公立	109	80	73.4%
私立	921	525	57.0%
計	1,167	709	60.8%

【調査結果】

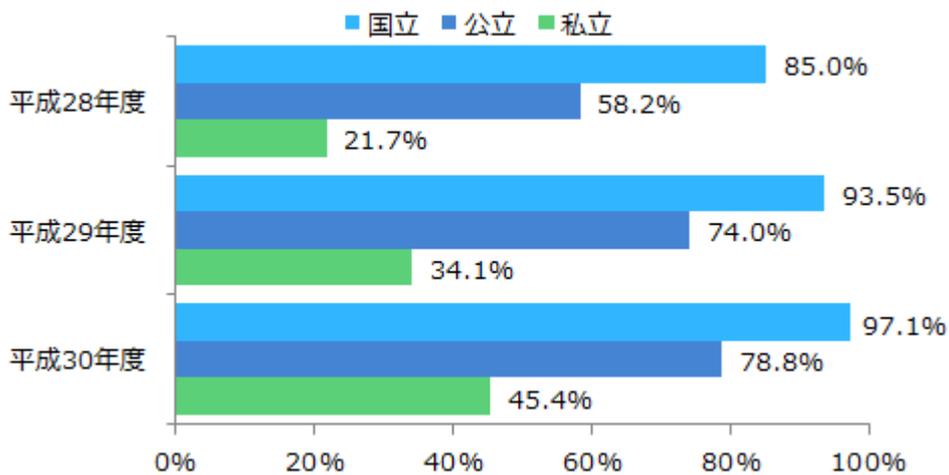
1. 体制の整備 ※複数回答可

(1) 対応要領・留意事項、または基本方針、規程等

対応要領またはそれに類する基本方針があると回答した学校は401校。回答校全体に対する割合を設置別に見ると、国立大学等が97.1%、公立大学等が78.8%、私立大学等が45.4%となっている。また、各文書等をホームページで公開しているとした学校は、文書のある学校の半数程度に留まっている。回答詳細と、平成28年度以降の推移は以下のとおり。

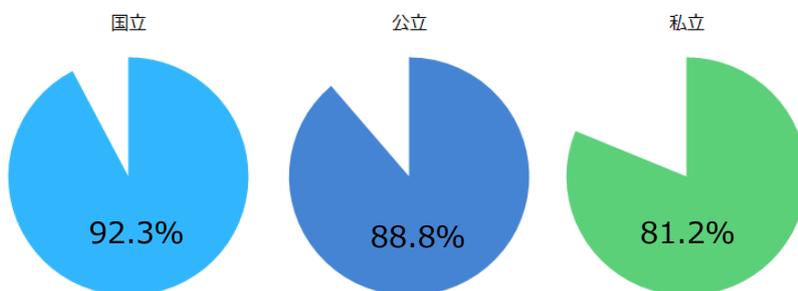


	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①対応要領またはそれに類する基本方針等がある	304	63	34	101	63	237	401
ホームページで公開している	191	18	24	90	35	108	233
③対応要領またはそれに類する基本方針等における留意事項がある	185	34	26	89	45	111	245
ホームページで公開している	99	8	21	80	18	30	128
⑤障害学生支援に関する規程等がある	210	46	27	77	30	176	283
ホームページで公開している	60	5	9	40	8	26	74
⑦障害者差別解消法に関する紛争の防止、解決等に関する文書がある	132	18	8	60	34	64	158
ホームページで公開している	76	3	6	53	14	18	85
⑨支援の申し出の対応手順に関する文書がある	263	62	22	79	41	227	347
ホームページで公開している	112	10	6	48	15	65	128

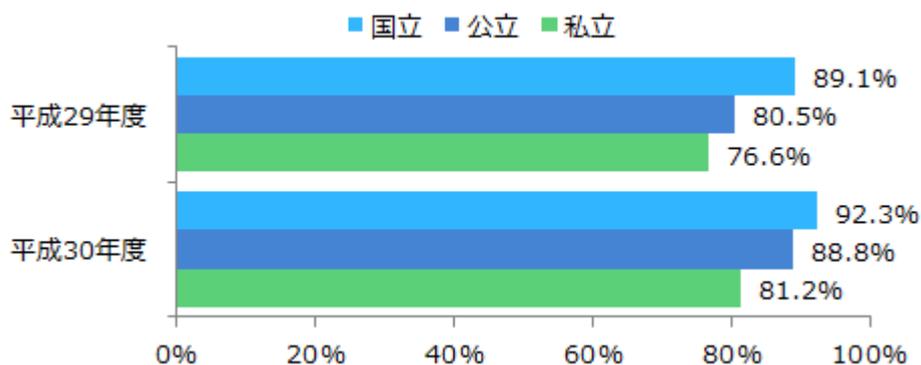


(2) 合理的配慮の提供について検討・協議する組織

障害を理由とする支援の申し出について、検討・協議する組織について、専門委員会または、対応する他の委員会があると回答した学校は、591校。回答校全体に対する割合を設置別に見ると、国立大学等が92.3%、公立大学等が88.8%、私立大学等が81.2%となっている。

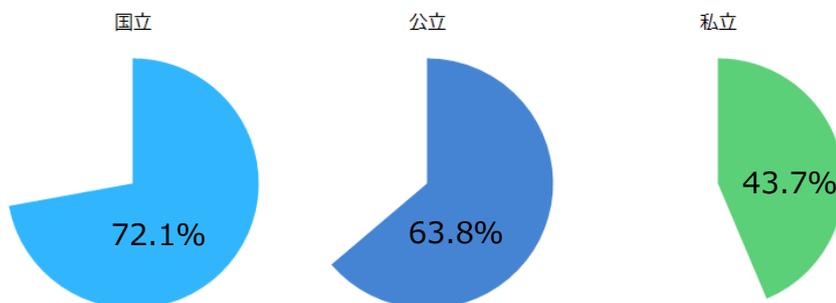


	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①専門委員会等がある	221	53	20	67	41	186	294
②他の委員会等が対応している	201	78	18	29	30	238	297
③委員会等はない	81	32	3	10	9	97	116

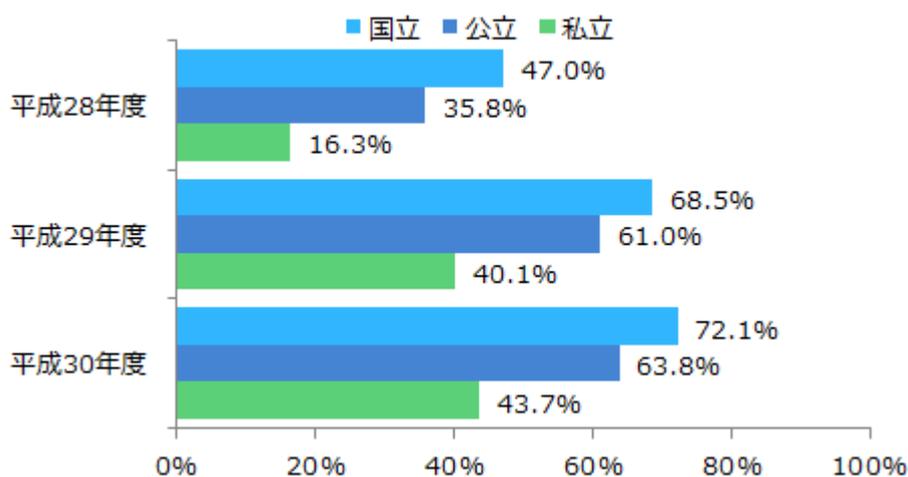


(3) 紛争解決のための第三者組織

障害を理由とする社会的障壁についての、学生からの不服・不満・苦情等の申し立てを受け付け、第三者的立場にたって対応する組織について、専門委員会または対応する他の委員会があると回答した学校は354校。回答校全体に対する割合を設置別に見ると、国立大学等が72.1%、公立大学等が63.8%、私立大学等が43.7%となっている。



	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①専門委員会等がある	70	7	2	23	20	36	79
②他の委員会等が対応している	198	63	14	52	31	192	275
③委員会等はない	212	81	23	30	30	256	316
④第三者組織について学生に周知している	33	4	1	8	5	25	38
⑤学生が不服、不満、苦情等の申し立てをするための文書（様式）がある	13	3	3	5	4	10	19
⑥学外の第三者機関（国・自治体の相談機関等）について学生に周知している	4	1	1	1	0	5	6



（４）障害者差別解消法に関する理解・啓発の取組

教職員に対する理解・啓発に関して、なんらか直取組を行っていると回答した学校は483校。その具体的内容については、以下のとおり。

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①対応要領や留意事項、基本方針、規程等について、教職員に周知している	263	50	27	90	50	200	340
②障害者差別解消法に関する教職員研修（FD・SD等）を実施している	232	58	20	74	43	193	310
③障害者差別解消法に関するパンフレット等を教職員に配付している	56	12	3	21	3	47	71
④障害学生支援に関するパンフレット、マニュアル等を教職員に配付している	119	22	5	34	12	100	146

2. 合理的配慮提供にあたっての対応手順 ※複数回答可

合理的配慮提供にあたっての対応手順についての回答は以下のとおり。

（１）支援の申し出

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①入学時に学生が「障害の種類・程度や希望する配慮事項」について申告する文書（様式）がある	214	53	23	64	27	199	290
②支援の申し出に関する受付窓口がある	439	123	38	101	70	429	600
③支援の申し出に関する受付窓口について学生に周知している	324	68	25	89	50	278	417
④支援の申し出についての申請書（様式）がある	237	49	17	68	40	195	303

(2) 建設的対話

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①ニーズ聞き取りのための学生との面談を実施している	407	119	35	95	64	402	561
②配慮内容の決定にあたっては学生の意思を尊重、確認している	417	120	37	97	65	412	574
③申し出とおりの対応ができない場合、可能な代替支援について提案している	338	94	30	91	50	321	462

(3) 配慮内容の決定

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なう場合がある	453	141	38	99	70	463	632
②配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付している	310	73	21	79	44	281	404
③配慮内容によっては学外機関との連携や相談を行なっている	226	52	18	66	31	199	296

(4) 配慮内容決定後のフォローアップ

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①配慮内容決定後の学生に対するフォローアップシステムがある	124	21	11	46	12	98	156
②配慮内容決定後、必要に応じてフォローアップを行なっている	351	114	32	76	57	364	497
③フォローアップは特に行っていない	44	13	3	5	7	48	60
④配慮を提供しなかった学生に対してもフォローアップを行なっている	81	15	8	28	10	66	104

(5) 配慮を提供しなかった理由

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため	29	4	0	8	4	21	33
②障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため	55	8	4	15	3	49	67
③教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため	64	9	1	19	7	48	74
④過重な負担となるため	78	16	1	12	10	73	95
⑤事務・事業への影響の程度	17	3	0	2	2	16	20
⑥実現可能性の程度	49	10	0	5	7	47	59
⑦費用・負担の程度	49	8	1	8	2	48	58
⑧事務・事業規模	11	0	0	0	0	11	11
⑨財政・財務状況	17	2	1	7	1	12	20

3. 各部署・施設等での対応 ※複数回答可

(1) 入試担当部署

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①窓口で、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	109	17	7	29	14	90	133
②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	300	67	19	72	39	275	386
③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	108	18	7	32	16	85	133
④同行の介助者や教職員による必要書類の代筆を認めている	238	43	13	64	31	199	294

(2) 教務・学生生活担当部署

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	157	26	7	42	16	132	190
②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	314	77	18	74	37	298	409
③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	140	24	9	43	16	114	173
④同行の介助者や教職員による必要書類の代筆を認めている	252	52	14	69	32	217	318

(3) 保健管理担当部署

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	128	18	8	35	16	103	154
②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	306	71	23	78	38	284	400
③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	130	24	11	42	15	108	165
④健康診断等において、障害を理由とする配慮を実施している	328	75	22	77	42	306	425
⑤医薬品・医療機器等の保管、医療行為のためのスペース確保等を実施している	267	62	25	76	38	240	354

(4) 学生相談担当部署

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	153	24	9	49	15	122	186
②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	330	78	22	76	37	317	430
③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	153	33	14	47	19	134	200

(5) 就職支援担当部署

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	120	21	8	39	12	98	149
②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	298	68	18	66	32	286	384
③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	148	26	8	37	17	128	182
④高い所に置かれた資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている	265	53	17	62	34	239	335

(6) 図書館、コンピュータ室、実習室、食堂等

	大学	短大	高専	国立	公立	私立	計
①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	137	25	5	45	15	107	167
②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	298	69	18	71	35	279	385
③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	143	36	10	44	13	132	189
④高い所に置かれた資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている	300	66	22	73	43	272	388
⑤車椅子利用者等が他の学生と同様に利用できるよう、施設・設備を改善している	310	55	29	86	46	262	394

【主な課題・意見等】

【国立大学】

- ・障害のために欠席や配慮希望事項が多くなってしまう学生がおり、合理的配慮の妥当性判断に苦慮するケースが増加傾向にある。
- ・障害学生の一部に海外留学を希望する者がいるが、派遣時の対応方針・体制を明確化していく必要がある。
- ・障害学生のためのピアサポート体制の構築途上であり、恒常的・継続的な組織整備が課題となっている。
- ・合理的配慮の考え方や提供の手順についての教職員への周知徹底
- ・障害のある留学生について関係部署間で情報共有するための体制づくり
- ・障害のある学生への支援に携わる学生の十分な確保
- ・部局ごとに理解や態度に対する温度差があるところが課題である。理解啓発に努めたい。
- ・障害の自覚のない学生に対する意思表示の方法やそれに係わる他教職員との連携も課題
- ・学内での差別解消、合理的配慮提供への理解は高まってきており、複数の関係部署間での連携も行なわれるようになってきているが、一方で教職員の意識には少なからず差があるような状況である。職員研修を実施するなどしているが、引き続き教職員への啓発活動を行なうことが必要であると思われる。
- ・学内での情報共有の在り方について
- ・ジェンダーに関する取り扱いについて
- ・予算の確保について
- ・発達障害や精神障害等、わかりにくい障害のある学生に対する配慮の必要性が、教職員が感じる負担感・他の学生との不公平感から理解されにくく、支援調整が難航する場合がある。また、障害特性に応じた配慮を提供しても、効果がすぐに表れるとは限らないことも、個別支援計画策定を難しくしている。
- ・合理的配慮の提供については、障害のない学生にも一定の理解が必要であるが、どのような機会（授業、入学時のオリエンテーション等）にどのように伝えていくことがよいかは一つの課題である。
- ・防災に関する指針がないこと。
- ・難聴学生に対し、ノートテイクのサービスを提供しているが、その団体の運営を学生に任せる部分が多く、テイカーと教員との間での意思疎通が十分に行なわれていない場合がある。最悪のケースとして教員からテイカーを拒否される場合もある。
- ・障害学生支援は、学生生活全般において、各学生の状況により個々の支援が必要になるため、ひとつの部門だけで支援を完結することは難しい。障害学生を、大学のすべての構成員で支援していくことが必要であると考え。今後の課題は、教職員、学生への啓発活動を通じて障害学生支援についての理解を深めるとともに、関係部署や教員と守秘義務を踏まえた上での情報共有及び連携のとり方など、障害学生への支援を体制の充実が課題である。

・障害者枠での就職支援とインターンシップ先企業の確保。発達障害の認知度の高まりに伴い、大学入学当初から自身の障害の特性を理解・受容している学生が増加しており、こういった障害学生は、在学中の早い段階から、障害者枠での就職を希望している場合も多く見られる。一方で、こういった新卒の発達障害学生を対象とした求人数は少なく、また、公的な就労支援制度も少ない。在学中のインターンシップを含めた、発達障害学生の就労支援制度の充実が急務と考えている。

・各部署と障害学生支援部署との情報共有・連携を、今後より一層充実させて対応していく必要がある。

・専門職の常勤配置が課題

・Life スキルに関する支援

・障害のある留学生及び障害のある学生の留学に関する支援制度の整備

・協調学習・アクティブラーニングへの対応

・教育実習・病院実習・インターンシップ等における合理的配慮

・性同一性障害のある学生の名簿上の性別変更

・教職員向け研修をおこなっているが、合理的配慮の必要性などの理解に温度差が有り、配慮の実施に関しては、個々にゆだねられている段階。

・障害のある学生（特に発達障害）向けのキャリア教育として、低年次から受講できるサキドリ講座等の各種支援企画を実施しているが、まだインターンシップ生を受入れてくれる企業は少なく、障害のある学生に特化した求人が少ないのが現状である。

・施設設備（視覚障害者誘導用のブロック、歩道の段差の解消、大学会館（食堂、ホール等）にエレベータの設置等）

・学生支援に携わる学生ボランティアの育成

・合理的配慮に関連した情報・知識の共有・周知の徹底

・教職員の合理的配慮の実施に対する認識（親近感・馴染み）の向上

・異なる形式・媒体による障害学生への情報提供（手段や考え方）

・オンラインで受講可能なFD・SDの開発及び実施

・聴覚障害のある学生が入学した場合に必要なノートテイク等の情報保障を行なうための支援人材（学生等）を養成するための予算・人材の確保

【公立大学】

・教職員間の連携が課題となっている

・障害学生からの配慮の申し出の実例がないため、事例等の蓄積がほとんどない。他学の事例などを今後の参考としたい。

・教職員ともに障害学生に対する対応方法等に関する知識が十分ではないこと。

・全盲の学生や重度障害のある学生が受験・入学することとなった場合の対応

・配慮決定後のフォローアップのあり方（例えば、ケース検討の場の有無、面談頻度、配慮対象学生が不登校になった場合の対応等）に関する検討も課題。

- ・生活支援について……高等学校までは十分な支援があるが、大学入学以降の生活支援に係る提供範囲について、国や自治体の明確な指針を提示してほしい。現状は指針がないため、大学毎に人的・経済的に過重な負担を負いながら支援を提供している状況となっている。
- ・障害学生受け入れの実績が少ない。今後様々な障害を持つ学生を受け入れることを前提とした、ソフト・ハードの両面にわたる体制整備を着実に進めていく必要がある。
- ・開学から現在まで障害者の在籍がない。
- ・障害学生支援に関する、本学における配慮事例が少ないこと。
- ・大学の規模が小さいため、予算や人員の関係で行える支援の内容に限界があること。
- ・障害の理解や、合理的配慮の意味などについての細かい部分が大学全体に浸透していない。今後も教職員にこれらの情報もついでに触れる機会を多く作る事が課題。
- ・障害者差別解消法の施行により、支援を必要とする学生が入学した場合は、負担が重すぎない範囲での対応を求められているが、現状ではハード面・ソフト面において支援体制が整っていない。
- ・障害により授業に出席できていないが障害学生支援の窓口で配慮を求めてこない学生や、精神的な障害で引きこもっている学生のように、本来の障害学生支援のルートに乗らない学生についてどのように対応していくかが課題となっている。
- ・学生数が増加する今後にも備え、障害学生に係る整備や他大学における対応事例の収集・蓄積、また全学的な情報共有や障害学生への理解が課題である。
- ・小規模な大学ということもあり、障害に関する相談があれば随時対応という形をとっている。そのため、特に定めがないことが本学の課題である。
- ・どのような配慮内容でもって合理的とするか、学科内でも教員ごとに捉え方が異なるために、具体的な配慮内容の決定が遅れてしまいがちである。本学ではまだ、支援対象学生が少なく、支援の側の経験も浅いことから、その都度対応しながら支援のあり方を見直し、検討している。
- ・正式な要請ではないが、障害のある交換留学生の受け入れについて問い合わせを受けることがある。障害への理解、支援スキルに加え、外国語でのコミュニケーション、異なる制度・文化・生活習慣への理解等が必要となる留学生の受け入れは、さらに困難な課題である。
- ・聴覚、視覚障害のある学生の受け入れ経験がなく、必要な機器やボランティア育成等の対応ができていない。
- ・障害学生支援のための各種規程を作成し、支援体制を整備しているものの、現時点で学生から配慮申請がほとんど出しておらず、本格的な運用につながっていない。今後、案件が発生した場合に、他大学の事例を参考に対応していきたい。
- ・専任職員の不在
- ・相談受付担当部署と学生の所属部署との情報共有

【私立大学】

- ・多くの学生が受講する講義では、合理的配慮について現状難しいことが多い。また、障害の種類によっては、十分な配慮が難しいことを痛感している。

- ・支援機器の充実、手話通訳者等の援助者の配置
- ・障害の多様性への対応として支援スタッフの専門性の確保やスキルアップなどが必要であると考えている
- ・障害の理解について、教職員への啓蒙活動が十分ではないため、研修会等を開催して共通認識を持ち、理解することが課題であると考えている
- ・障害者の受け入れに対する認識が教職員間で共有されているとは言い難く、それを共有する場と機会が乏しいことも課題である
- ・開学もないため、対応要領や基本方針、規定等が現状策定されていないので、早急に対応していく必要がある。
- ・今年度、発達障害の学生が入学し、修学支援配慮を実施しているが、特性がかなり強く問題行動もみられる。（本人は全く自覚なく悪気はないが、その都度関係者が説明指導し軌道修正を図っている。）高校在学時の情報収集、発達障害支援センターとの情報共有や相談・連携、家族とのかわりの重要性を感じている。
- ・合理的配慮の提供において、事前に取り決めをするための対応事例が少なく、求められる事項と実態との差を埋めるための進め方が課題
- ・障害のある学生の個別のニーズを把握するべきであり、且つ、そのニーズを学内全体で共有したうえで改善に取り組むよう学内の制度を整備したい。
- ・本学の施設に設置されている扉の開閉幅は、車椅子安全普及協会が定める車椅子の最大幅（70cm）を下回ることはないよう設計されているが、一部施設では扉の開閉幅が狭く（71cm程度）、車椅子の構造によっては容易に通過できない場合がある。
- ・障害のある学生と恒常的に面談する機会等が設けられていないため、学生から相談があった場合に都度、対応を検討している。そのため学生間でフォローの度合に差が生じている。施設の移動や利用時に人的ケアを行ったり施設の一部を改修することで広くフォローが行き渡るよう配慮しているものの、全ての障害を抱える学生の要望には応えきれない状況。
- ・研修を経た支援コーディネーター教員1名を専任配置し、今年度より各キャンパスに窓口となる支援コーディネーター教員を兼任配置して、全学的に組織だった支援体制づくりに着手したところである。
- ・入学前から卒業までの一貫した支援の道筋は、専任者が都度音頭取りとなって、当事者事例を通じて学内共有を図り、見通しつつあるが、1)発達障害・精神障害の学生(複数)の支援に関わっては、当事者の要配慮特性についての十分な学内啓蒙が進んでいるとはいえ、2)学年・課程毎の「クラスアドバイザー教員」や学生相談室「カウンセラー」教員と支援コーディネーター教員との役割分担も、まだ機能的・機動的であるとはいえない現状がある。
- ・バリアフリーの一層の推進に努める
- ・障害学生を支える学生による学習支援や生活支援の体制を構築。地域の社会福祉団体と連携し、ボランティア学生スタッフを養成する講座を継続的に実施している。2018年度は、障害学生を支える学生が主体的に障害学生を支援する組織体制をボランティア活動支援室とともに構築する。

- ・大学設立時から障害学生の利用を考慮して、施設についてはバリアフリーに配慮したつくりになっているが、今日まで障害学生が入学していないため、対応策が明確でない部分がある。今後の課題として掲げ、改善していく必要がある。
- ・入学後において、障害学生が支援を申し出た場合、就学については「配慮願」で対応しているが、公平・公正に協議・検討する場がない。施設設備面においても検討する組織の仕組みが確立されていない。
- ・全学的な観点からの対応が求められる事項でもあるため、他キャンパスとの関係委員会とも連絡を密にして検討をすすめる必要がある点。
- ・大学全体の老朽化が進んでおり、建て替え等の検討時期であることから、二重投資を避ける意味でも施設改善の早急な対応は困難。
- ・本学のカリキュラム上、実験・実習が多い為、障害学生から入学は敬遠されているが、今後規程等の整備について検討する。
- ・委員会はあるが、学生部に紐づく組織で全学的な柱としては機能していない。入試部門、学生支援部門、就職部門のそれぞれで困っている状況があるが、情報を共有して協議する場が作れていない。
- ・現時点では相談窓口の周知をしても学生から支援の申し出は無い。実際には支援を求めたいが求めている学生が存在するのではと考えられる。
- ・平成 30 年から障害学生支援室が本稼動し、大学として組織的に対応できるようになったが、発達障害などの目に見えない障害学生への配慮が、ときには、成績が甘くなっているのではと感じられることもあり、配慮についての理解を深めるための研修が必要であると考え。しかしながら、スタッフが障害学生の面談や、先生との配慮のやりとり、他部署への周知などルーチン業務に終われ、学内研修を行なうまでにいたっていないところに問題を感じている。
- ・精神障害、特にうつ病と申し出る学生に対するより多くの事例を学びたい。
- ・関係者が組織内秩序を守りつつ、連携に努め、差別の解消とともに、合理的配慮の推進に努めているが、今後多様化する障害学生のニーズは個別化されるため、対応方法を更に検討する必要がある。
- ・専門の部署・部門はなく、学生からの相談には等しく応じている。事務局の担当者は学則・学内規定に則って学生に公平に学びの機会を与えられるよう配慮するという理念が浸透しており、専門部署の設置は現状不要と考えている。
- ・障害学生対応に関する規程、ガイドライン、対応指針等の策定・整備
- ・本学の方針について、非常勤教員への周知徹底
- ・緊急時の対応（夜間時間帯の授業時等）
- ・専従職員の不足
- ・差別解消の推進（支援）についての興味と理解が全学的に乏しい。のみならず、障害そのものについての理解にも相当温度差がある。意識高揚のため研修会等行なっているが、期待したほどの効果は上がっていないので、実効のある啓発活動を模索中である。

- ・入試における受験上の配慮及び修学における支援については、受験前に面談を行っており、各部署では障害のある学生個々に応じた対応を行なっている。障害のある学生の受入れ指針等については、現在検討を進めている。
- ・障害学生の入学は少ない状況である。
- ・障害学生の要望を全て実現したいが、費用の面で難しく、建設的な話し合いのうえ、代替案で応じている場合がほとんどである。
- ・補助金等の助成制度ができることを切望する。"
- ・聴覚・言語（手話）、視覚（点字）に関わるサポート体制（施設整備・備品購入・人的サポート体制）をどう整えるかが課題。
- ・障害により実技授業を受けることが困難というケースが発生する可能性があり、そのような方が受験を希望した場合にどのような対応をすべきか、合理的配慮検討会議で議論を重ねているところである。
- ・現在、委員会およびワーキンググループを設置し、今後の課題を検討中。
- ・障害学生に対する支援の部署間連携
- ・グレーゾーン学生、発達障害学生に対する対応
- ・就職支援室では就職先企業の配慮事項を理解した上で、学生と企業のマッチングを行なうよう努め、他部署と協力の上、各学生の障害に応じた対応を行なっている。現在は障害学生への対応に関して紛争は起きていないが、万が一紛争が生じた場合に対応できるよう「障害者差別解消法」をふまえた実際の具体的対応事例を共有する機会を設けてほしい。
- ・学内規定や体制、施設の整備等に取り組んでいきたい。
- ・障害学生支援体制の構築に向け、各種研修会等で情報を収集している段階。障害学生支援を専門的に担う委員会や窓口はないが、当面は他の委員会や各部署の窓口（学生課・入試センター・学生相談室など）が連携をとり対応する旨、学内研修を通して意思疎通を図っている。現状は支援ニーズの把握に努めるべく、学生相談室による入学後アンケートや保健管理室による健康診断結果の調査を行なっているが、能動的に支援を求める学生が現れないため、入学後の支援実績はない。
- ・対応実績のある障害についても、ボランティアの登録人数などにより現状と同様のサポートが約束できるとは断言できない状況がある。
- ・障害学生が増えた場合、ノートテイク・PCテイクの人数確保が難しい可能性がある。
- ・学生テイクの安定した人数確保が難しい。
- ・学生テイクの養成講座の内容、回数共に不十分である。
- ・ディスカッション形式や模擬授業等の授業への対応が難しい。
- ・高校在学中の支援と大学での支援の違いを本人に理解してもらうためにも、大学担当者のスキル向上が欠かせない。専門性の高い職員の育成が課題である。
- ・全学的な方針等は現段階ではなく、各学部やキャンパスごとに対応が異なる状況。
- ・障害者差別解消法に基づく障害学生への対応要領、基本方針、および支援に関する規定（支援申出の際の対応手順・手続き、紛争防止等）の整備を進めている。

- ・障害学生を支援する学生の育成が困難。障害学生の友人等近い存在の学生は自発的に支援（手助け）を行なっているが、それ以外の学生は障害学生支援に対する関心があまりなく、支援者の募集を行なっても参加者が集まらない。
- ・医療系学部のため、実習や臨床実習があるので、受入れが難しいのが現状。受け入れる場合は、施設・設備等の改善や、卒業までフォローできる組織が必要であると考えられる。
- ・大学としての基本方針を早急に策定する必要がある。障害者差別解消に対する教職員の意識共有が図られていない。
- ・実際に障害学生が入学した上でないと、具体的な対応策が見えてこない部分がある。
- ・現在在学している障害学生と紛争に至る事象がない事から、体制の整備が遅れていることも事実であるので、体制整備に努めたい。
- ・平成29年6月の教授会で障害学生支援委員会規程、障害学生支援の基本方針が制定された後、現時点では支援の事例がなく、今後 要支援学生が相談に来た場合の対応など経験をつむことが課題である。また、同時に各部署、施設等の対応の整備に努めていく必要がある。
- ・専門領域の授業について、学年や学期ごとに担当教員や担当助手などが変わるため、情報の共有が難しかったり同等の支援という意味で対応に個人差がでてしまう。専門領域ごとに、特徴があるため汎用できないことが課題である。
- ・各部署ごとの対応となっているため、教職員を含め、全学的な連携体制が未整備。
- ・対応する部署等を配置しているが、対応が必要な学生が多いため充分とは言えない。また、他学部で対応事例を活かしたノウハウを、大学全体で共有し障害学生の対応をする必要がある。
- ・合理的配慮に対する教員への周知についても課題がある。さらに、教育環境における基礎的環境整備の充実も進めていかなければならない（エレベーターの設置がない号館や扉の開け閉め・ちよつとした段差など、車椅子の学生の移動など）。
- ・全ての棟屋にバリアフリーで行けるが、全て自動ドアになっているわけではない。また、車椅子用昇降機も積載量がオーバーし使用できない事もあり、今度の対応が課題であるが、財政面で早急に解消に向かうことができない。
- ・多くの障害学生が入学し、受け入れたものの設備環境、相談及び対応方針、体制が整っておらず（追いつかず）、改善もままならない状況にあること。
- ・障害学生への合理的配慮に関わり、教職員の知識・認識にバラツキがあること、また体制が整っていないこと。
- ・現状では障害学生が在籍していないため問題が発生していない。
- ・障害学生支援の事例が少なく、現在までに紛争に至った事例がない。障害学生からの要望があれば柔軟に対応したい。
- ・現在、ホームページに公開するガイドラインを作成中。同時に一元窓口の設置をはじめ、体制整備等の準備を進めている。
- ・自動ドア、エレベータはあるものの十分ではなく、施設整備を進めて行く必要がある。
- ・支援部署以外の部署が、合理的配慮の提供をすることに対し、意識が定着していない。

- ・障害を持つ学生が、顕在化していない。障害を持つと思われる学生はいると思うが、自己申告制で支援をするので、問題が把握できていないと思われる。
- ・専門職を目指す単科大学のため、受験の段階から該当者がいないのが現状。しかし、今後組織的に体制を整えていく必要があることは承知しており、毎年、教員を研修会へ参加させており、体制づくりに繋げていきたいと考えている。
- ・申し出をしない場合にも、必要に応じて支援できるような体制作りを進めたい。
- ・対応策に関する人材及び財政に限りがあること
- ・障害学生支援室を設置し、コーディネーター的立場の支援者がいないため、支援がなかなか全学共通認識になりにくい。
- ・FD,SD 等での教職員への周知
- ・学生に対する理解 啓発(初年度ゼミ)、リーフレットの作成の必要
- ・棟と棟を結ぶ通路が階段となっているため、車椅子利用者が通ることができない。
- ・障害学生本人の要望に基づいた調整を行なう必要があるが、現在特別な整備はしていない。"
- ・障害のある学生に対応するための学内環境を一度に整備することは難しいが、段階的に整備していく必要があると考えている。
- ・障害学生を対象にした専門部署の設置、規程、ガイドラインの整備が喫緊の課題。
- ・障害者の受入実績（受験実績）がないため、対応事例がない。
- ・2017 年度より障害学生支援に関する指針・内規が施行され、事例を積み上げている段階。課題としては、情報共有や連携方法に関する取り決めがないこと、障害者に対する教職員の理解不足が挙げられる。また、関係者限定であっても本人が情報の公開を好まない場合や体調を崩しやすい事例の場合、支援のために現場の職員に過度な負担がかかっている。
- ・本学では、こういった事例が大変少ないため多少対応は遅れているかもしれない。今回、各部署に確認した際、柔軟な対応が十分に期待できる回答を得ているため、何かあった際には、問題なく対応できると思われるが、それだけでは今後、不十分なため、マニュアル化や周知徹底していくことが今後の課題と思われる。
- ・学部間よっての温度差の問題がある。医療系の学部においては、障害があることをオープンにする学生が他の学部に比べて少ない。
- ・新たな支援体制を整備して3年目に入り、殊に今年度は1年次生からの障害申請が増加しているが、障害支援を担当する教職員は全員が他業務との兼務であること、直接の支援経験も含めた蓄積事例が少ないことから、教職員間の情報共有と当事者意識の醸成が主な課題となっている。
- ・外国語大学のため、授業には英語以外の言語も多く、ノートテイク、PC テイク等の情報保障が課題。
- ・支援ならびに広報に力を入れるほど、今後新たに入学をしていただく学生の機会が増えるが、その反面、キャパシティの問題も含めて、どこまで受け入れや支援が可能かが課題。

- ・これまで障害者については、個々に手厚く対応してきた実績があり、必要な対応マニュアル、文章は存在しているが、障害者差別解消についての推進についての統一的な本学規程、対応指針などについて明文化、制度化を推進している。
- ・授業において、どこまで配慮するかが担当教員の個々の采配によるところも大きく、共通理解や認識等の確認が困難。
- ・精神障害による授業に出席できない場合の配慮について。
- ・合理的配慮が受けられていないと不服申し立てがあった場合の適切な対応について
- ・ガイドライン・規定の作成の検討、障害への理解、知識を深めることが必要
- ・重複障害がある学生、身体と精神の両方に障害のある学生、重篤な障害がある学生、大学院後期課程に在籍している学生等が増えており、支援内容が複雑化、高度化している。
- ・担当窓口の明確化、資格取得を目指すための調整（配慮）、環境整備支援、補助金の確保など
- ・障害学生が学びの経験を通じて、主体的に支援を活用して社会につながっていくことを目標に支援を行なっているが、生活介助、卒業後の進路等についてはなお課題があり、学外関連機関との連携協力、行政への働きかけ等が必要と考えている。
- ・基本的には、学生側からの申し出があり、大学関係部署との話し合いにより、対応可能な方法を代替案も含め、提案している。学生側の満足度を考えると、100%の対応ではないかもしれないが、個別に可能な限り対応するという姿勢である。入学手続者に対し「健康状況調査」で障害学生の把握に努めているが、その時には回答がなく、後に障害のことがわかるケースもある。申し出たくないという場合もあるので、学生側の意思を尊重し、学生が支援を求める時に、必要な支援を可能な限り提供することにしている。
- ・障害学生への授業や試験等の支援は事務スタッフと学生の協力で成り立っている。突発的な支援が必要となった学生に、現在の人員で十分な対応ができるか不安である。
- ・図書館では、書庫が狭隘なため、書架の上段や最下段など取りにくい棚も使わざるを得ない状況であることが課題である。
- ・演習用のパソコンの仕様等に関する問題として、視覚障害者、色覚異常者への対策が不十分との認識を持っている。
- ・これまで障害のある受験者が無いため、入学者がいない。受験希望者があれば、積極的に協力したい。
- ・負担になるかもしれないが、受験前面談（受験予定学部含み）、入学確定（担当教員含む）後、面談等回数を重ねてる。
- ・ポアンティア学生スタッフの確保が課題
- ・一般学生の障害学生への理解と共生意識を育てること。見える障害に関しては理解もあり協力もしているが、発達障害への理解が低いので、全学的に取り組みたいと考えている。
- ・新入生はもちろん、在学生にもわかりやすいように、HPへの掲載、パンフレットの作成など必要性を感じており検討しているが、思うように進んでいない。

・肢体不自由および聴覚・視覚障害のほか、精神的な障害を抱えた学生が増加している。また、その障害の程度も個人差があるため、合理的配慮の内容も多様化している。障害学生及びその保護者がどのような配慮を望んでいるのかしっかりと理解し、配慮を実施する部署に伝えなければならない。紛争等に発展しないよう、障害学生支援体制の一層の拡充が求められる。

・障害等を理由とする配慮を求める学生が増加し、それに伴いニーズが多様化している。しかし、本学ではまだ障害学生支援に関する専門部署や専門委員会、規程が未整備で、配慮実施の可否については各学部または各教員の判断に委ねられる部分が多い。そのため、同じニーズを持つ学生であっても、所属キャンパスや学部によって差が生じる可能性があることが懸念される。今後は、大学組織全体として、障害学生支援に関する体制整備に取り掛かり、学生間の差（不利益）が生じないように留意したい。

・事前の申し出以上の配慮が必要な場合がある。何か意図が有って「隠しているのでは？」というケースもみられる。

・本人と保護者との見解を統一してほしい。

・図書館に弱視者用の拡大読書器があるが、モニターが故障しているため使用出来ない。

・コンピュータ室の机の高さ、出入口のドアが自動でないため不便

・支援にあたるサポートスタッフ・コーディネーターの不足。

・障害者受け入れ事例に乏しく、未経験ゆえなのか、未整備なのか判断しがたい点がある。

・施設・設備面での対応に予算面で厳しいところがある。

・支援体制が十分ではないので、大学の体制整備を目標にしているが難しい現状がある。

・過去に奨学学生の入学申込や相談はなかった。しかし、そういった事例が発生した場合に備え、対応要領や基本指針の整備を進めることが、今後の検討課題になると考えている。

・大学における障害福祉サービスの利用

・肢体不自由者のトイレ介助に係る人的支援

・学生サポーターによる支援

・教職員個人ごとの合理的配慮に関する理解に大きな乖離が見られる。したがって、学内の部局間における情報共有が難しく、今後はFD&SDの双方において障害学生支援の理解に関する研修を重ねる必要がある。障害学生支援に関する事業は、モデルとなっている大学をサンプルとしているので、これからも公開される情報を充実させてほしい。

・支援員の育成が課題。

・配慮が必要と思われるが、配慮を求めない学生へのアプローチが困難と感じる。

・合理的配慮に関する意思決定ルートの明確化、規程や専門委員会を整備すること

・教職員の合理的配慮に関する理解促進

・これまでも配慮が必要な学生に対し、個別の対応を行なっている。これをより組織的に対応できるように、マニュアル作成を急いでいる。

・今年度から配慮を必要とする学生支援チームを発足し、試行錯誤しながら体制を整えている状況。事前に相談があれば対応策を検討する。

- ・学生支援業務内容をまとめる報告書（ケース）等のまとめ方、情報収集、情報を共有するべき範囲の判断が理解しづらいところがある。
- ・対応要領と留意事項については昨年度からワーキングを立ち上げ、素案作成まで到ったが、最終的に学内で審議するまでは到っていない。
- ・障害学生支援の選任教員または職員がいないため、担当者は皆、兼務であり、組織的・計画的な支援体制構築に到っていない。学生地震が支援の申請をできる様式の作成、それらの学生への周知等が求められる。
- ・支援に要する学生が満足する環境を整えるためには人的、財政的に負担が大きいため限られた支援しかできない
- ・「障害学生に関する障害を理由とする差別の解消の推進」ということ自体が本学の課題として主題化されておらず、問題意識が大学全体で共有されていないことが本学における課題である。
- ・本学の課題：教職員への研修会を開いて、更なる理解が深まるようにすること。また支援体制の規定づくりや教職員の対応についての共通認識を図ること。
- ・健康診断時は、車いす対応の胸部レントゲン車を配置（保健管理担当部署）。
- ・窓口にはメモ帳をおき必要に応じて使用している（学生相談担当部署）。

【公立短大】

- ・障害者手帳を持つてはいるが、支援の申し出がない学生への対応
- ・本部（岩手県立大学・岩手県立大学盛岡短期大学部）と共有する情報の範囲"
- ・全盲の学生や重度障害のある学生が受験・入学することとなった場合の対応
- ・配慮決定後のフォローアップのあり方（例えば、ケース検討の場の有無、面談頻度、配慮対象学生が不登校になった場合の対応等）に関する検討も課題。
- ・対応要領、留意事項、基本方針、規程等の作成
- ・委員会の設置
- ・支援申し出についての申請書の作成"
- ・ノートテイクなどの学生ボランティア養成の手段が不足している。

【私立短大】

- ・障害の多様性への対応として支援スタッフの専門性の確保やスキルアップなどが必要であると考えている
- ・障害の理解について、教職員への啓蒙活動が十分ではないため、研修会等を開催して共通認識を持ち、理解することが課題であると考えている
- ・障害者の受け入れに対する認識が教職員間で共有されているとは言い難く、それを共有する場と機会が乏しいことも課題である
- ・障害者差別解消法に基づく対応をおこなっていくことが昨年度、教授会で確認され、専門の委員会が今年度より設置された。その委員会で現在、対応要領、手順等、整備を進めている際中である。・

具体的な対応事例は、数例あるが、それらを組織のシステムとして整え、それを教職員さらには学生へと周知をはかっていくことが課題。

- ・施設・整備のバリアフリー化の遅延

- ・現在、障害学生支援規程を作成するため、学内で検討・審議中である。合理的配慮は行なうべきものであるが、その提供には施設・設備や教職員の負担などから無制限には対応できず、忸怩たる思いがある。また、授業内でのスマホによる板書撮影や録音へも他学生の反応から教員に不安がある。

- ・階段の手すりやスロープ等ハード面の整備が追いついていない。また天災などによる緊急時の対応策が必要。

- ・障害者差別解消法に則った学内規程の整備が十分ではないので、早期に学内規程の整備や対応方法について学内で共有化を進めていかねばならない。

- ・発達障害等の課題を抱えた学生が在籍しているが、保護者や本人が自覚をしていないケースが多い。臨床心理士等の資格を持った専任教員や、カウンセラーを配置し、また担任教員や学生支援に携わる教職員が連携し、授業や就職活動等においてできる限りの支援を行なっている。

- ・障害学生に対する支援の部署間連携

- ・グレーゾーン学生、発達障害学生に対する対応

- ・小規模大学のため、マンパワー及び施設面で対応できない部分が多くある。

- ・診断されていないが、発達障害を持っているのではないかと思われる学生が多く、本人からの申し出もないため直接的な支援には繋がりにくい状況である。

- ・配慮の依頼先が複数の場合、依頼学生の抱える疾病に対する見解を共有し、対応内容に過不足が生じないよう留意している。

- ・個人情報保護の観点から集団守秘のメンバー設定に段階をつけ、最終的に多くの関係者で情報を共有する段階では、必要最低限の内容に留めるようにしている。

- ・申し出をしない場合にも、必要に応じて支援できるような体制作りを進めたい。障害学生であるか否かの判断ができないので、他部署との連携及び情報交換が必要である。

- ・外国語短期大学であるので、授業には英語以外の言語も多く、ノートテイク、PC テイク等の情報保障が課題。

- ・支援ならびに広報に力を入れるほど、今後新たに入学をしていただく学生の機会が増えるが、その反面、キャパシティの問題も含めて、どこまで受け入れや支援が可能か、が課題。

- ・第二次まとめには「学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行なうことが重要である」と記述されていたが、他大学がどのような方法で本課題に取り組まれているのか事例の提供をお願いしたい。

- ・合理的配慮を提供するにあたって、当該学生と他の学生との公平性や、当該学生のための配慮が他の学生の不満につながることを危惧している。また、大学としてどこまで配慮すべきかの判断が難しいと感じている。学校全体の理解と協力が必要。

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の整備が進んでいない。

- ・障害者差別解消法に対しては、障害学生の修学支援に関する諸規定を整備し、教職員研修（FD・SD）も実施している。修学支援について教職員に対する理解、啓発活動を、より充実し、修学支援の環境を整えていくことを課題とする。
- ・支援体制が十分ではないので、大学の体制整備を目標にしているが難しい現状がある。
- ・障害学生支援のための規程を早急に作成しなければならない。
- ・支援員の育成が課題。
- ・配慮が必要と思われるが、配慮を求めない学生へのアプローチが困難と感じる。
- ・配慮の申し出と実績がない

【高専】

- ・本校では現在、発達障害、精神疾患への対応が主となり、それも入学後の就学支援等が中心である。今年度、肢体不自由学生への対応を部局横断的に実施した。この経験をもとに障害支援の学内体制を整備したい。
- ・発達障害の学生への支援について課題が多い。
- ・どのような合理的配慮が必要か、また効果的か、さらにその配慮の効果がどうだったかについて、個別に検証しなければならない、そのためには合理的配慮を申出た本人や配慮を行なう教職員と複数回の面談が必要で、適切な配慮が実施できるまでにかなりの時間と手間がかかることが課題である。
- ・医師の診断を受けてない学生でも発達障害の症状や特徴に似た言動を起こす学生がいる。その本人が申請しない場合では公の支援体制が取りにくい。
- ・障害者差別解消法に関して、教職員が理解を深めていく必要がある。
- ・教員、職員、学生に対して障害についての教育を十分に行ない、障害学生に対する理解を深めてもらう必要がある。
- ・障害学生に対する配慮については、できるだけ一般学生が不公平さを感じないような方法で行なう必要がある。また、不公平さを指摘された際にはきちんと説明し理解してもらい、差別につながらないよう努める必要がある。
- ・障害者への各部署での対応について、特段の定めはないが、コミュニケーションがとれるよう配慮している。